

平成 22 年度第 1 1 回天塩町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	平成 2 3 年 3 月 2 9 日 (火)		
招 集 場 所	天塩町役場 3 階委員会室		
開 閉 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成 2 3 年 3 月 2 9 日(火) 午前 1 0 時 0 0 分	
	議 長	会長 笠 井 守	
	閉 会	平成 2 3 年 3 月 2 9 日(火) 午前 1 0 時 5 0 分	
	議 長	会長 笠 井 守	
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員 出席 8 名 欠席 3 名 (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名	出欠別
	1	荒 瀬 誠	●
	2	利 木 正 春	○
	3	鈴 木 忠 和	○
	4	鹿 野 誠 一	●
	5	山 本 俊 栄	○
	6	佐 藤 博 幸	●
	7	奥 山 稔	○
	8	長 能 光 博	○
	9	後 藤 忍	○
	1 0	宍 戸 栄 一	○
	1 1	笠 井 守	○
議事録署名委員	議席番号	8 番 長 能 光 博 7 番 後 藤 忍	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	四十物 勇	
	総務係長	杉 澤 公 也	
	総務係主査	岩 花 英 樹	

平成22年度第11回天塩町農業委員会総会

議長 ただいまの出席委員は、 8 名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年度第11回天塩町農業委員会総会を開催します。

議長 これから本日の会議を開きます。

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により議長において

8番 長 能 光 博 君

9番 後 藤 忍 君

を指名します。

次に、会期決定の件を議題といたします。

本総会の会期は、本日一日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

全 員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。

議長 次に議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」を議題といたします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第1号「農地法第3条による許可申請について」ご説明申しあげます。

農地法第3条総括表と別記第2号様式意見書に基づき説明申しあげます。

審議案件は2件で、いずれも所有権を移転するものとなっております。

内容ですが、1件目、 から に所有権を移転するものです。条件面については、ご覧の総括表及び意見書のとおりとなっております。

続きまして、2件目の案件ですが、 から に所有権を移転するものです。

条件面については、ご覧の総括表及び意見書のとおりとなっております。

なお、これらの案件については、農地法第3条第1項の規定により、権利を取得する者がその住所のある区域の外にある農地について権利を取得する場合は、都道府県知事の許可となっていることから、別紙意見書、許可相当としておりますが、この意見書を付し、北海道留萌振興局に送付し、知事の許可を得ようとするものとなっております。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申しあげます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

利木委員 反当たりの価格が違うが何かあるのか。

事務局 土地の条件が若干異なるものと認識しております。

鈴木委員 他の実例等からみてどうなのか。

事務局 農業開発公社の標準地の価格は34千円ですので、2件目の案件は、この価格からみると若干安くなっておりますが、売買実例からみるとそ

れほど安いものとはなっていないと認識しております。

後藤委員 税制の関係はどうなるのか。

事務局 利用集積計画による場合は、買った側については、この3月までの時限立法ですが、登録免許税の減免と不動産取得税の課税標準の特例控除が受けられますが、この度は、受けられないこととなります。また、売った側ですが、利用集積計画の場合、譲渡所得の特別控除が受けられますが、この度は、受けられないこととなります。ただし、売った側については、以前購入した農地を取引した場合には、確定申告の時に購入した時の金額を書類等で示すことができれば、その部分は控除になる模様です。

議長 他に質問ありませんか。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決定されました。次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」を議題といたします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第2号「農地法第5条による許可申請について」ご説明申しあげます。

別記第4号様式 意見書の書式に基づいてご説明申しあげます。

貸主は となっております。借主については、 となっております。土地については、 他2筆となっており、転用面積については、9,529㎡となっております。転用目的は砂利採取で、工期は、平成23年5月9日より平成24年4月25日となっております。一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります。3年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申しあげます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

利木委員 埋め戻し費が、約100万円となっているが、他の案件よりも若干高いように感じる。きちんと復元してもらえるのか。

後藤委員 今までの復元をみると若干低いように思われるが、どうか。

山本委員 復元がきちんとなされないのなら、許可しない等の措置は取れないのか。

事務局 今回の業者については、復元や水処理については、きちんと考えてやっていたいております。また、これまでも復元が低いと思われ部分は、

事務局でも認識しており、一昨年前から、復元が完了した段階で、採取業者より、連絡をもらい、復元状況を確認し、農業委員会として現地で業者に指示をしているところです。許可については、北海道知事の権限ですので、地元農業委員会が、意見書において、不許可相当としても、知事段階では許可となることも考えられます。このことから、復元ができていない業者にあつては、次回の申請の時には、意見書は不許可相当若しくは条件付許可相当となることもある旨を伝え、万一、新たな申請地が以前の復元地の続き地であり、復元ができていないのなら、併せて、復元をやり直すことを条件に意見書を作成し、進達することも考えられるところです。

後藤委員 もし、一部の業者の不手際で、砂採取が今後できないとなれば、採取業者だけでなく、土地所有者も困ることとなるので、復元の確認は引き続きお願いしたい。

事務局 先ほど申し上げましたが、一昨年前より独自に復元状況を確認しておりますので、この確認は、今後も継続することとしております。

議長 他に質問ありませんか。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決定されました。

以上で本総会に付された案件は全て終了しました。

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

以上をもちまして閉会いたします。

平成23年 3月29日

署名委員

(8 番) 長 能 光 博 (印)

(9 番) 後 藤 忍 (印)